

日時：令和5年12月20日（水）  
午後6時～午後7時30分  
場所：足立区役所南館8階  
特別会議室

## 令和5年度 第1回 足立区ひきこもり支援協議会

### 次 第

- 1 開 会
- 2 区長挨拶
- 3 委嘱式 資料1
- 4 会長・副会長指名・選出
- 5 会長・副会長挨拶
- 6 議 事
  - (1) ひきこもり支援に関する諸説明 資料2
  - (2) 意見交換
    - 議題1 「ひきこもり支援に関する区の基本的な考え方」について 資料3
    - 議題2 「支援メニューの拡充の進め方」について 資料4
- 7 その他事務連絡
- 8 閉 会

【事務局】 暮らしとしごとの相談センター

#### 【配付資料】

- 資料1 足立区ひきこもり支援協議会委員名簿
- 資料2 ひきこもり支援に関する諸説明資料
- 資料3 議題1 「ひきこもり支援に関する区の基本的な考え方」の意見交換
- 資料4 議題2 「支援メニューの拡充の進め方」の意見交換
- 資料5 足立区ひきこもり支援協議会設置要綱

足立区ひきこもり支援協議会委員名簿

資料 1

令和5年12月20日現在

種別	NO	機関・役職	氏名
学識経験者	1	東京未来大学 こども心理学部 教授	藤後 悦子
	2	立正大学 心理学部 臨床心理学科 准教授	徳丸 享
支援団体・関係機関	3	足立区民生・児童委員協議会 第七合同会長	石川 祥江
	4	NPO法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会 本部事務局長	上田 理香
	5	足立ひきこもり家族会 代表	氏家 好子
	6	医療法人財団厚生協会 (あだち若者サポートテラスSODA) 室長	内野 敬
	7	東京みらい中学校 校長	定野 司
	8	NPO法人青少年自立援助センター 理事長	河野 久忠
	9	セーフティネットあだち 事業責任者	小田木 恒夫
	10	東京都福祉局 生活福祉部 生活支援担当課長	山川 幸宏
	11	足立区社会福祉協議会 事務局長	久米 浩一
庁内	12	副区長	長谷川 勝美
	13	副区長	工藤 信
	14	教育長	大山 日出夫
	15	政策経営部長	勝田 実
	16	あだち未来支援室長	楠山 慶之
	17	絆づくり担当部長	五十嵐 隆
	18	福祉部長	中村 明慶
	19	足立福祉事務所長	千ヶ崎 嘉彦
	20	衛生部長	馬場 優子
	21	子ども家庭部長	上遠野 葉子
	22	こども支援センターげんき所長	橋本 太郎

(敬称略)



令和5年度 第1回 足立区ひきこもり支援協議会

# ひきこもり支援に関する諸説明

足立区 福祉部 足立福祉事務所  
くらしとしごとの相談センター

# 目次

- 1 ひきこもりを取り巻く現状と課題
- 2 足立区の実践 現状と課題
- 3 足立区版ひきこもり支援の本格始動
  - 3-1 足立区版ひきこもり支援の方向性
  - 3-2 短期目標（ステージ1）支援の基盤を創る  
ひきこもり支援に関する区の基本的な考え方  
支援メニューの拡充の進め方
  - 3-3 中期目標（ステージ2）有機的な連携を創る

★今回テーマ

★今回テーマ

# 1 ひきこもりを取り巻く現状と課題

# ひきこもりの定義

## ひきこもりの定義（厚生労働省引用）

さまざまな要因により、社会的参加を避け、原則として6か月以上にわたって、概ね家庭にとどまり続けている状態

**ポイント①** : 明確な定義というわけではない

**ポイント②** : “状態”なので、問題行動や疾患を意味しているわけではない

# ひきこもりの状況(全国ベース)

国の調査では、15歳～64歳でひきこもり状態にある人は全国で推計**146万人**

令和4年度 こども・若者の意識と生活に関する調査に基づき作成

中高年(40歳～64歳)  
ひきこもり推計人数比較

2019調査  
61.3万人  
(出現率1.45%)

2022調査  
84万人  
(出現率2.02%)

若年者(15歳～39歳)  
ひきこもり推計人数比較

2015調査  
54.1万人  
(出現率1.57%)

2022調査  
62万人  
(出現率2.05%)

合計146万人

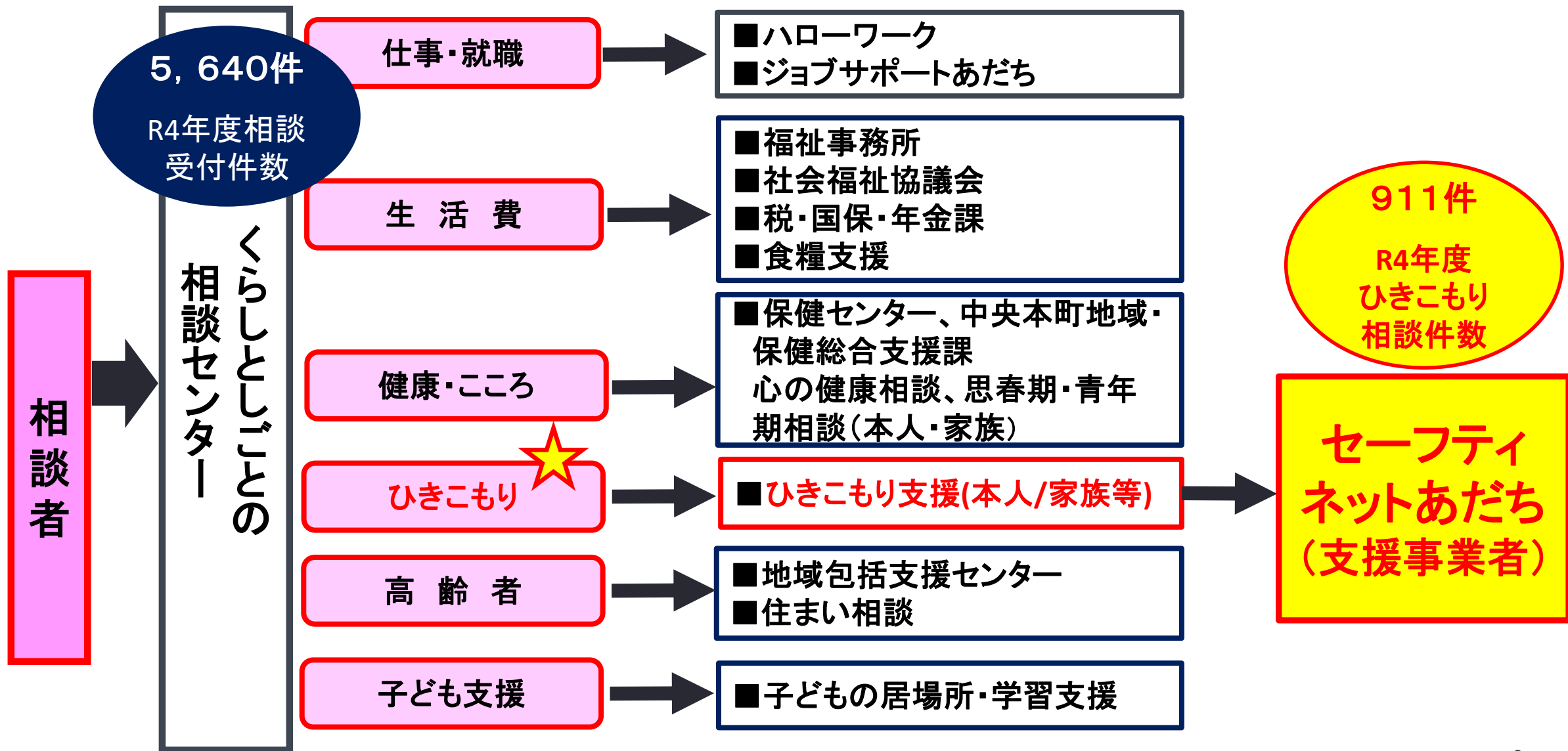
## ひきこもりに関する、よくある状況や傾向

- ① 当事者の年齢があらゆる世代に渡っている
- ② ひきこもりの状態のきっかけはさまざま
- ③ ひきこもりの状態が長期間にわたる
- ④ 関係機関からは(困り事が)見えにくい  
※当事者や家族の意識:わるい/隠したい/自己責任である
- ⑤ 課題が発生、経過してから周囲が気付くことが多い
- ⑥ 最初の相談者は家族であることが多い
- ⑦ 複合的な問題が混在している
- ⑧ 当事者ととともにその家族も悩みを抱えていることが多い



## 2 足立区の実組み 現状と課題

# 支援のたまかな流れ



# 足立区のひきこもり支援 これまでの経緯

年度	主な動き
H30	福祉部へひきこもり支援の <b>担当所管変更</b> (産業経済部より移管) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 支援は委託事業者(セーフティネットあだち:拠点は千住)が実施。</li><li>・ 支援対象は、本人とその家族等。</li><li>・ ご本人に配慮して、支援窓口名称に“ひきこもり”を入れず。</li></ul>
H31	ひきこもり支援の <b>対象年齢を撤廃</b> (15～40歳→制限なしへ拡大)
R1	<b>ひきこもり実態調査</b> (生活状況に関する調査)を実施 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 足立区のひきこもり者数の全体把握のため。</li><li>・ ひきこもり=6,430人の推計値(足立区15～64歳の人口の1.56%)</li></ul>
R2	ひきこもり支援者向けの <b>居場所設置</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 現セーフティネットあだちの事務所内に設置。</li></ul>
R5	<b>本格始動</b> に向けた各取組み実施 <ul style="list-style-type: none"><li>・ R5. 4月 三者の会を初開催 現状の支援の課題等を洗出し</li></ul>

# くらしとしごとの相談センターの目的・役割

## 1 一人ひとりの相談をお聴きします

くらしやしごとをはじめ、様々な理由で困っている方々（生活困窮者）の  
相談をお受けします

## 2 お悩みに寄り添います

相談者の悩みを整理し、解決を一緒に考える、寄り添い型の支援です

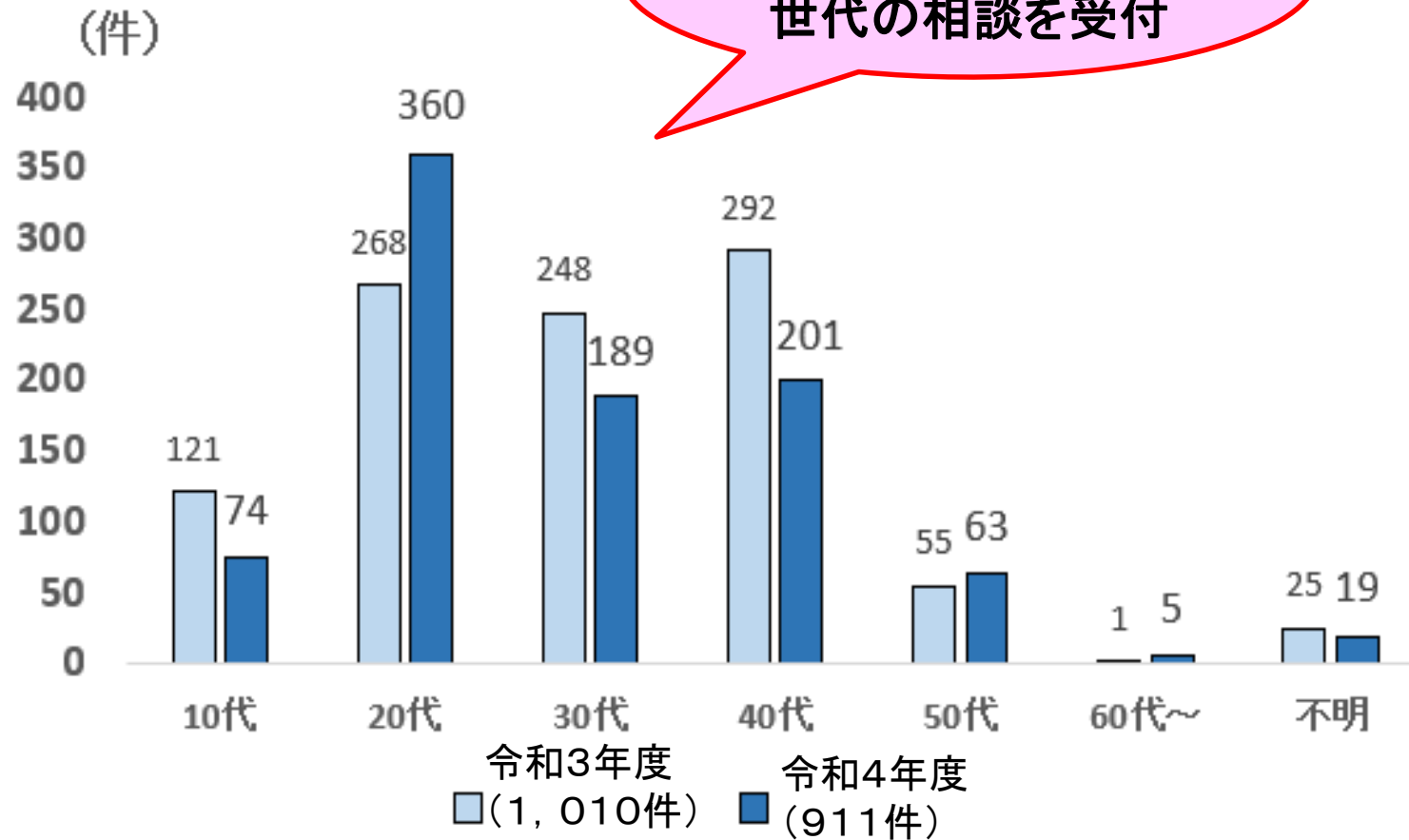
## 3 自立に向けて一緒に進みます

最後のセーフティネットである生活保護制度に至る前の段階で、相談者の自立まで継続的に支援します

# R4年度 ひきこもり支援相談件数(年代別・性別) 実績

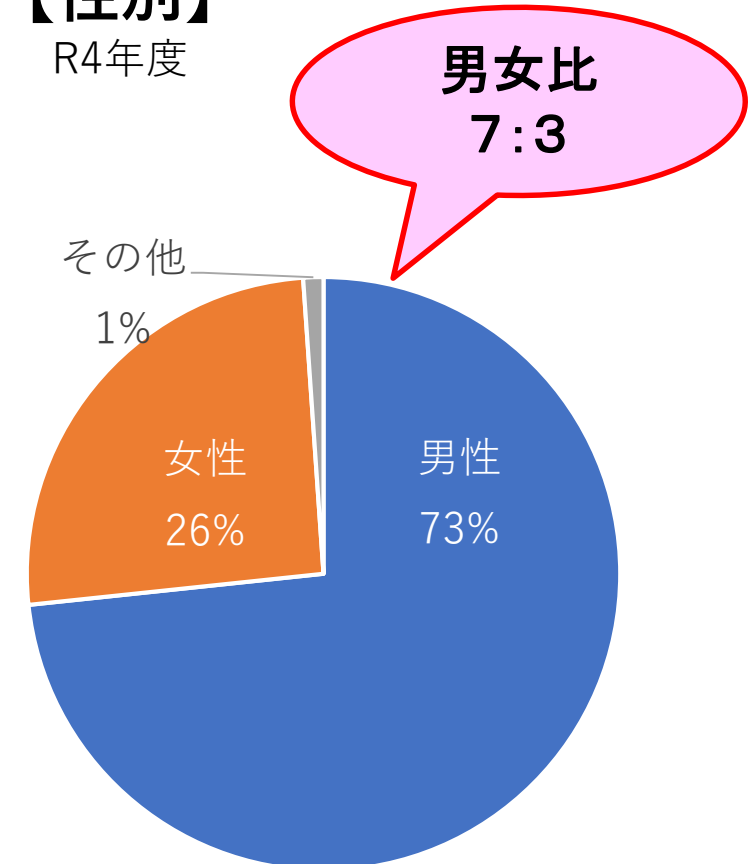
## 【年代別】

R3・4年度



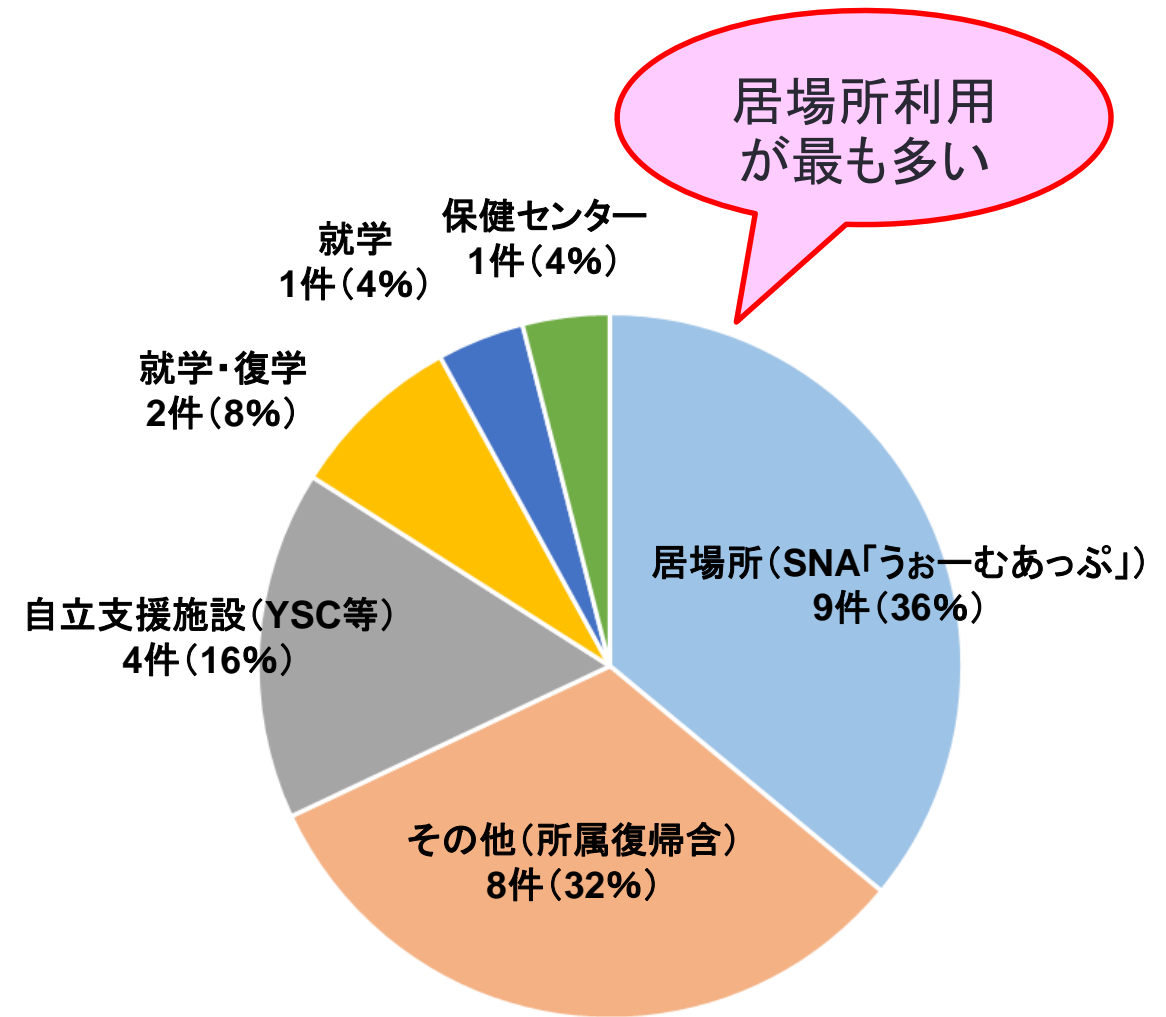
## 【性別】

R4年度



# R4年度 セーフティネット事業 関係機関へつないだ(リファー)実績

リファー数(年代別)	10代	20代	30代	40代	50代	合計	%
くらしとしごとの相談センター						0	0.0%
就学		1				1	4.0%
就学・復学	2					2	8.0%
保健センター					1	1	4.0%
こども支援センターげんき						0	0.0%
就労支援施設 (サポステ等)						0	0.0%
居場所 (SNA「うおーむあっぷ」)		7		1	1	9	36.0%
フリースペース (SNA居場所以外)						0	0.0%
あしすと・ふれんどりい						0	0.0%
自立支援施設(YSC等)		2	1	1		4	16.0%
その他(所属復帰含)	1	3	1	3		8	32.0%
<b>R4年度計</b>	<b>3</b>	<b>13</b>	<b>2</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>25</b>	<b>100.0%</b>
<b>%</b>	<b>12.0%</b>	<b>52.0%</b>	<b>8.0%</b>	<b>20.0%</b>	<b>8.0%</b>	<b>100.0%</b>	



# ひきこもり支援 現状の課題

	主な課題	対応
1	支援の中核となる団体間の関係強化	(1) お互いの顔が見える関係づくりを行う。 (2) 三者の会は、現場の日常的な交流の場として定期継続する。
★2	庁内外の関係者による意見交換の場の必要性	(1) 学識経験者を含めた庁内外の関係者によるひきこもり支援の拠点の場を新設する。 (2) 情報共有のほか、区の方角性や取組み等を意見交換できる場とする。
★3	支援の基本的な考え方の整理	(1) 区の基本的な考え方を決めていく。 (2) 本人やその家族、関係者の意見を反映する。
★4	具体的な取組みメニューの拡充	(1) 取組みメニューの拡充を検討、実施していく。 (2) 本人やその家族、関係者の意見を反映する。

### 3 足立区版ひきこもり支援の本格始動



## 3-1 足立区版ひきこもり支援の方向性

3つの**創る**で  
支援のステージを**築く**

### 支援の基盤を 創る

- 1-1 区の基本となる考え方策定
- 1-2 支援メニューの拡充

### 有機的な連携を 創る

- 2-1 関係機関との連携・つながりの強化
- 2-2 年代等に細分化した支援  
→類似支援とのコラボ型支援

### 地域全体での支援を 創る

- 3-1 地域全体で支援する仕組み構築、定着
- 3-2 誰ひとり取り残さない地域を支える基盤の定着

ステージ1  
(短期)

ステージ2  
(中期)

ステージ3  
(長期)

## 3-2 短期目標(ステージ1) 支援の基盤を創る

### 1 目的

- 1-1 本格的な支援における拠点の場の創設
- 1-2 関連分野の有識者等による課題検討や情報共有の場
- 1-3 支援の今後の方向性や取組み等を検討する場

### 2 目指すところ

- 2-1 **推進力**かつ**機動力**を備えた会議体制の実現  
⇒ **二層式**の会議体(代表者会議と支援検討会議)

## 3-2 短期目標(ステージ1) 支援の基盤を創る

### 足立区ひきこもり支援協議会(代表者会議)

- ★ 支援の方針・考え方を意見交換する場
- ★ あらゆる世代、多分野による連携を創る
- ★ 委員は三役・学識・支援団体・部長級で構成

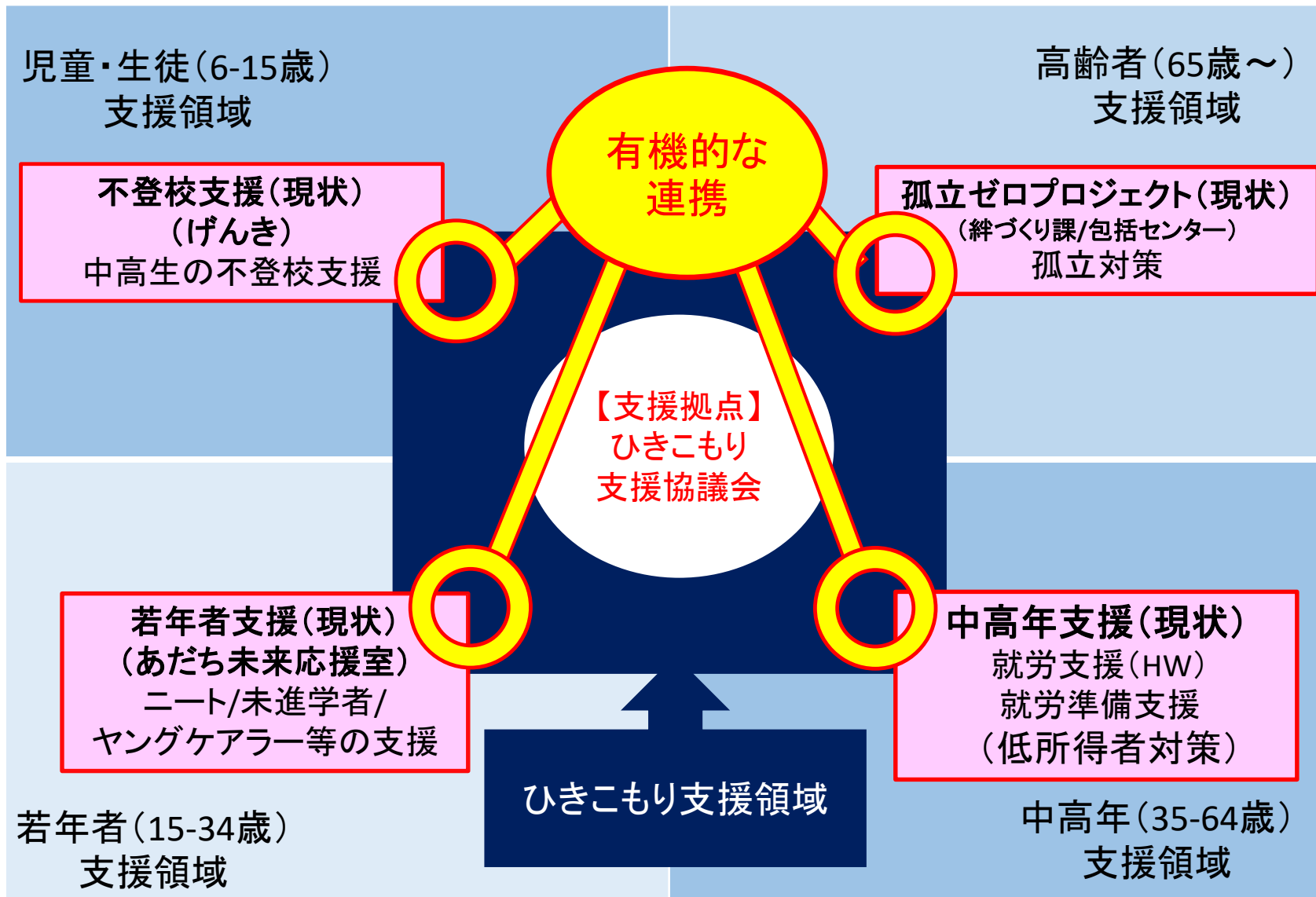
### 支援検討会議 ※部会

- ★ 支援の具体的なメニューを検討、決定する場
- ★ 委員は課長級・外部団体/有識者で構成

推進力

機動力

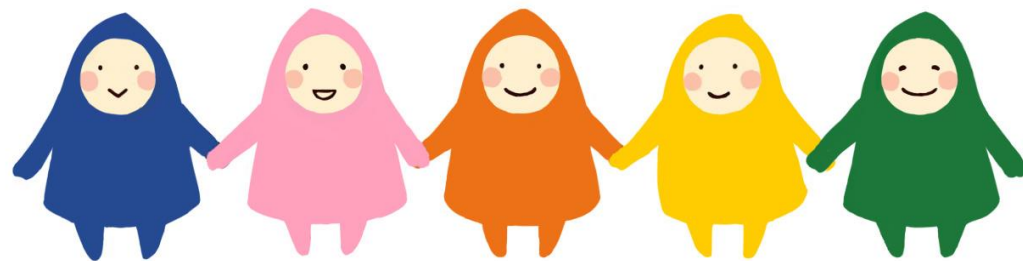
### 3-3 中期目標(ステージ2) 有機的な連携を創る



**重点ポイント**  
形式的な連携にとどまらない、  
**有機的な・強い連携**  
による支援体制を構築すること

- 連携による支援体制**
- ① すべての世代に対応した支援体制
  - ② 既にある類似の支援ネットワークとのコラボによる支援体制
  - ③ ひきこもりに関する情報を一元管理し、共有する支援体制

ご清聴ありがとうございました



## 議題1 「ひきこもり支援に関する区の基本的な考え方」の意見交換

### 支援に関する区の基本的な考え方（事務局案）

- 1 足立区のひきこもり支援は、ひきこもり本人やその家族の尊厳と自己肯定感の回復を主要な目的として実施します。
- 2 足立区のひきこもり支援の対象は、全世代のひきこもり本人とその家族とし、積極的に信頼関係を築き、保つことに注力します。
- 3 足立区は、庁内外の他分野、他職種の関係者に加え、地域の方々との連携を深め、誰一人取り残さないひきこもり支援体制を整えます。

## 【参考資料】（ひきこもり支援）支援の基本的な考え方・取組み一覧（東京都と足立区（案）の比較）

東京都（ひきこもり支援ガイドブック）		
ひきこもりに係る支援の基本的考え方（支援にあたって持つべき視点）		
視点1	都民及び関係者への普及啓発・効果的な情報発信	
1-1	誰一人取り残さないSDGsの理念に基づく支援を浸透させる（社会全体）	
1-2	偏見や差別的対応を排除し、当事者や家族の孤立を防ぐ（社会全体）	
1-3	ひきこもりへの正しい理解を浸透させる（当事者・家族）	
視点2	一人ひとりの状態・状況に応じたきめ細かな支援	
2-1	当事者一人ひとりの尊厳を守る	【区考え方1にリンク】
2-2	地域の理解者や協力者を広げる	【区考え方3にリンク】
2-3	「当事者本位」の視点を徹底する	【区考え方1にリンク】
2-4	家族支援	【区考え方2にリンク】
2-5	当事者の多様性に合わせ、寄添う	【区考え方1にリンク】
視点3	切れ目のない支援体制の整備	
3-1	地域におけるネットワーク構築	【区考え方3にリンク】

ひきこもりに係る支援の方向性（3つの支援を基本に目指すべき姿の実現に向けた提言）		
提言1	ひきこもりへの理解促進のための都民や関係者への普及啓発	
1-1	地域住民等の理解促進に向けた普及啓発	【区取組み1にリンク】
1-2	リアル・オンライン双方での普及啓発	
提言2	相談窓口の明確化と当事者・家族に適切に届く効果的な情報発信	
2-1	相談窓口の明確化と効果的な情報発信	【区取組み3にリンク】
2-2	民間事業者の利用に関するトラブル相談への対応	
提言3	身近な地域における相談体制の充実と適切な支援機関の紹介	
3-1	身近な地域における相談体制の充実	【区取組み3にリンク】
3-2	当事者のニーズ把握と適切なアセスメント	
3-3	家族のニーズ把握と適切なアセスメント	
提言4	多様な社会参加の場の充実	
4-1	多様な社会参加の場の充実	【区取組み2にリンク】
提言5	支援者と当事者・家族との信頼関係の構築と継続的支援	
5-1	支援者と当事者・家族との信頼関係の構築と継続支援	【区取組み2にリンク】
提言6	当事者・家族に寄り添う相談員・支援員の支援スキルの向上	
6-1	ひきこもりへの理解促進	【区取組み2にリンク】
6-2	相談員・支援員が悩みを受け止め、伴走する支援スキルの向上	
6-3	地域包括支援センターや民生委員・児童委員への取組み	
提言7	地域における連携ネットワークの構築	
7-1	様々な関係機関との連携づくり	【区取組み1にリンク】

足立区（案）	
ひきこもり支援の基本的な考え方	
考え方1	足立区のひきこもり支援は、ひきこもり本人やその家族の尊厳と自己肯定感の回復を主要な目的として実施します。
考え方2	足立区のひきこもり支援の対象は、全世代のひきこもり本人とその家族とし、積極的に信頼関係を築き、保つことに注力します。
考え方3	足立区は、庁内外の他分野、他職種の関係者に加え、地域の方々との連携を深め、誰一人取り残さないひきこもり支援体制を整えます。

**\* 基本的な考え方は、文言の違いはあるものの、都≒区である。**

ひきこもり支援の具体的な取組み（支援メニューのうち優先順位に応じて着手）	
取組み1	困りごとをまるごと受けとめるネットワークづくり
1-1	地域や関係機関との連携・交流の推進
1-2	連携・支援の拠点を創設
1-3	支援機関や地域向けセミナーの実施
取組み2	誰一人取り残さない相談・支援策の充実
2-1	支援機関の相談・支援スキルの向上
2-2	地域の支援人材の育成（メンター制度等）
2-3	居場所機能の充実
取組み3	普及啓発によるひきこもり支援の浸透・波及
3-1	相談・支援先の明確化、周知
3-2	ひきこもりの理解促進のための情報発信（パンフレット等）
3-3	本人、家族向けセミナーの実施

**\* 取組みメニューは、都のほうが細分化されているものの、都≒区である。**

## 議題2 「支援メニューの拡充の進め方」の意見交換

### 各委員より意見をいただきたい点

- (1) 支援メニューの拡充を目的に、今後、新たに部会を立ち上げ、部会メンバーには庁内職員のほか外部関係者など、より現場に近い方々にご参加いただく。
- (2) 部会では、支援メニューの洗出し・優先順位付けののち、速やかに実施の検討に着手する。
- (3) 上記(1)～(2)のほか、支援メニューに関する具体的な意見をいただくこと。

### 【参考】支援メニュー(例示案) ※具体的内容検討は次回以降となります。

- |  |   |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 困りごとをまるごと受けとめるネットワークづくり               <ol style="list-style-type: none"> <li>1-1 地域や関係機関との連携・交流の推進</li> <li>1-2 連携・支援の拠点を創設</li> <li>1-3 支援機関や地域向けセミナーの実施</li> </ol> </li> <li>2 誰一人取り残さない相談・支援策の充実               <ol style="list-style-type: none"> <li>2-1 支援機関の相談・支援スキルの向上</li> <li>2-2 地域の支援人材の育成(メンター制度等)</li> <li>2-3 居場所機能の充実</li> </ol> </li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>3 普及啓発によるひきこもり支援の浸透・波及               <ol style="list-style-type: none"> <li>3-1 相談・支援先の明確化、周知</li> <li>3-2 ひきこもりの理解促進のための情報発信(パンフレット等)<br/>※対象=本人・家族、関係支援機関、区民など<br/>カテゴライズした情報発信</li> <li>3-3 本人、家族向けセミナーの実施</li> </ol> </li> </ol> |
|--|---|



## 足立区ひきこもり支援協議会設置要綱

## (設置)

第1条 ひきこもりの状態は世代を問わず誰にでも起こりうることや、ひきこもり状態にある本人及びその家族（以下「本人等」という。）の抱える悩みが多岐にわたることを踏まえ、足立区（以下「本区」という。）の地域性、本人等の状況に応じた支援のあり方や支援体制の検討及び情報共有の場を設け、本人等が悩みを抱えたまま地域に取り残されず、ひとりでも多くの本人等を支援につなげることを目的として、「足立区ひきこもり支援協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 本区の地域性を反映したひきこもり支援のあり方、方針等の検討に関すること。
- (2) 本区のひきこもりの現状及び課題の共有に関すること。
- (3) ひきこもり支援を必要とする本人等が支援につながるための効果的な情報発信方法の検討に関すること。
- (4) ひきこもり支援を総合的に推進するための連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項に関すること。

## (組織)

第3条 協議会は、学識経験者、専門家、家族会等の関係団体に所属する者、関係支援団体に所属する者、行政職員等のうちから、足立区長が委嘱し、又は任命した委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、協議会の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長（以下「会長」という。）を置き、会長は、委員のうち区長が指名するものとする。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を置き、副会長は、福祉部を担任する副区長をもって充てる。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

## (部会)

第6条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、協議会が定める事項及び個別案件の支援方法について検討する。

## (部会長)

第7条 部会に部会長を置き、部会長は委員のうち会長が指名するものとする。

- 2 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指定する者が、その職務を代理する。

## (招集等)

第8条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、委員以外の者から意見等を聴取する必要がある場合は、委員以外の者に対して、協議会への出席、資料の提出等を求めることができる。

3 会長が必要と認めるときは、委員は、ウェブ会議システム（情報通信技術を利用する方法により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）により、協議会に出席することができる。

4 前3項の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（協議会等の公開）

第9条 協議会及び部会（以下「協議会等」という。）の会議は、公開で行う。ただし、協議会等に諮って非公開とすることができる。

（守秘義務）

第10条 委員及び第8条第2項の規定により協議会等に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、足立区が公表した情報については、この限りでない。

（謝礼の支払）

第11条 協議会等に出席した委員（区職員及び所属する団体の規程により報償の授受を制限されている者を除く。）に対しては、謝礼を支給することができる。

2 前項の謝礼の額は、別表のとおりとする。

（庶務）

第12条 協議会等の庶務は、くらしとしごとの相談センターにおいて処理する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、協議会等が別に定める。

付 則（5足足福く発第1523号 令和5年12月1日 福祉部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

会場：特別会議室

大型マルチスクリーン

カメラ

オンライン参加  
徳丸委員

PC

委員  
橋本所長

PC

事務局

委員  
上遠野部長

委員  
馬場部長

事務局

委員  
千ヶ崎所長

委員  
中村部長

事務局

委員  
五十嵐部長

委員  
楠山室長

事務局

委員  
勝田部長

委員  
大山教育長

PC

スピーカー  
ICレコーダー

久米委員

山川委員

河野委員

定野委員

内野委員

氏家委員

上田委員

石川委員

傍聴席

傍聴席

傍聴席

傍聴席

委員  
工藤副区長

藤後委員

長(副  
副谷  
区川  
長)

(会長)  
近藤  
区長  
※区長退席後、  
議事開始前に  
区長席位置に  
移動

出入口

受付